

第四十五回帝國議會 露國政變及西比利事變ノ爲損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル法律案(義和團事件賠償金還付ニ關スル建議案)

委員會議錄(速記)第二回

大正十一年三月九日午前十時四十五分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 島田 俊雄君

會議

院

被リタル者ノ救恤ニ關スル法律案

(義和團事件賠償金還付ニ關スル建議案)

委員長

島田 俊雄君

理 事 廣瀬 鎮之君

梅田 淑君 矢野 丑乙君 竹澤 太一君

山道 裏一君 佐々木平次郎君

同月六日義和團事件賠償金還付ニ關スル建議案ノ審査

ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席政府委員左ノ如シ

外務省情報部次長 田中 都吉君

外務書記官 青木 新君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

露國政變及西比利亞事變ノ爲損害ヲ被リタル者ノ

救恤ニ關スル法律案

○島田委員長 ソレデハ開會致シマス——矢野君何カ質

問ガ御有リニナルナラ簡単ニドウゾ……

○矢野委員 先般來ノ質問應答ニ依リマシテ大體ハ諒

解致シマシタガ、此引揚ノ際ニ於ケル損害ノ方ハ能ク諒解

致シマシタガ、所謂政變ニ依ル損害ト云フモニニ付キマシテ

ハ、尼港歐露ノ方ハ無論入シテ居ルヤウニ聽イテ居リマスガ、

寧口哈爾賓トカ、浦鹽ニ近イ西伯利ノ方面ニ於テモ、政變

ニ對スル損害、是ガ入シテ居リマスカ、又ソレハ度外シテアル

カト云フコトニ就テ、多少ノ疑點ヲ持ッテ居リマス、實際政

府デハドウ云フ風ニ御考ニナシテ居リマスカ、明確ナル御答

ヲ願ヒマス

○田中政府委員 先達モ申上ゲタト思ヒマスガ、是ハ政

變ニ依ル損害ト云フモノヲ見テ居ルノデハアリマセヌ、政變

ニ依ヅテ引揚又ハ遭難シタガ、所謂政變ニ依ル損害ト云フコトニ

ナシテ居リマス、遭難ト云フノハ矢張身體ナリ、生命ナリニ危

險ヲ加ヘラレタト云フノガ遭難デアリマスカラ、隨テ歐露ノ

方ハ損害ハ見テ居ルト今仰セラレマシタクレドモ、歐露ノ方

ニ於テモ引揚ニ依ルモノ——歐露ハ實際上皆ナ引揚ダタノ

デアリマスカラ、實際上引揚ノ方ニ該當スルモノデアリマス

ケ、遭難ヲ受クタ者モ一二アルヤウニ思ヒマス、サウ云フモノ

ハ皆ナ舍ム、併ナガラ哈爾賓ノヤウナ引揚モシナケレバ遭難モ

シナイト云フモノ、方ハ、之ニハ見テ居リマセヌ

○矢野委員 諒解致シマシタガ、假ニサウ云フ性質ノモノ

ガアリマスレバ、如何ナル場所デモ入ル譯デスカ、必シモ西伯

利ト云フコトヲ限定スル必要ハナイト見テ宜シウゴザイマス
カ

○田中政府委員 ソレハ此第一條ニ書イテアル通り、露

西亞國內、露支國境地方、是ダケニ限テ居リマス

○矢野委員 質問終了ニシテ宣シウゴザイマスカ

ケレバ質問終了ニシテ宣シウゴザイマスカ

「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○島田委員長 ソレデハ質問ヲ終了致シマシタ、サウスル

ト此法律案全部ヲ議題ニシマシテ、討論スルコトニ致シマ

ス——逐條デナクトモ宜シウゴザイマセウ、ドウデスカ

外務省情報部次長 田中 都吉君
外務書記官 青木 新君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
露國政變及西比利亞事變ノ爲損害ヲ被リタル者ノ
救恤ニ關スル法律案

○島田委員長 ソレデハ開會致シマス——矢野君何カ質

問ガ御有リニナルナラ簡単ニドウゾ……

○矢野委員 先般來ノ質問應答ニ依リマシテ大體ハ諒

解致シマシタガ、此引揚ノ際ニ於ケル損害ノ方ハ能ク諒解

致シマシタガ、所謂政變ニ依ル損害ト云フコトコトカ

マシタ、ソレデハ質問ヲ終了致シマシタ、サウスル

ト此法律案全部ヲ議題ニシマシテ、討論スルコトニ致シマ

ス——逐條デナクトモ宜シウゴザイマセウ、ドウデスカ

（一括シテ）ト呼ブ者アリ

○島田委員長 一括シテ別段御異議モ無シ、討論モ

無ケレバ採決シマスガ宜シウゴザイマスカ

○矢野委員 本法律案ニ付キマシテハ、政府ノ御提出ニナリ

マシタ御趣意ハ能ク諒解致シマシタ、所謂救恤金デアリマ

シテ、救濟デナイト云フコトコトカ

ト此法律案ニ付キマシテハ、此法文ニ對シテハ

是デ異議ガゴザイマセヌ、併ナガラ救恤ヲサレルナラバ、救濟

ヲシテ吳レト云フ被害者ノ聲ハ相當ニ高イト認メテ居リマ

ス、此際ニ政府ハ救恤ヲスルト同時ニ、救濟ヲスルト云フコ

トニ付テ相當ニ考慮ヲシテ戴キタイト考ヘル次第アリマ

ス、ソレニ付キマシテ本法律案ヲ決議スルニ付テ、附帶ノ決議ヲ

致シタイト思ヒマス（政府ハ露國政變及西比利亞事變ノ爲

被リタル帝國臣民ノ損害ニ付相當救濟ノ方法ヲ講セラ

レントコトヲ望ム）斯ウニ云フ附帶決議ヲ付ケテ本法律案ヲ可決シ

タイト思ヒマス

○山道委員 私モ本法律案ニ贊成シマスト同時ニ、附帶決議

ニ同意致シマス、ソレニ付キマシテ一言ダケ希望シテ置キマ

スコトハ、申スマデモナイ事デアリマスガ、ドウカ審査委員會

ノ審査ヲ十分ニ、公平ニ、眞面目ニシテ戴キタ伊、又救濟ニ

付キマシテハ有ユル方法ヲ講ジテ、出來得ルダケ速ニ、出來

得ルダケ十分ニ御運ビト願ヒタイト云フコトヲ併セテ希望

致シテ置キマス

○佐々木委員 私モ只今矢野君ヨリ御述ニナリマシタト

同一ノ趣旨ニ依ツテ本法律案ニ贊成ヲ致シマス

○島田委員長 政府委員ニ一寸御尋致シマスガ、只今矢

政府ニ於テハ救濟ヲスル考ハナイト云フ冷淡ナ態度デ、ナ

イト同時ニ又如何ナル種類ノ損害、若クハ迷惑困難ニ對シ

テモ、救濟ヲヤニテ然ルベキモノト云フ概括の事モ申上げ

難イニアリマス、是ハ政府ニ於テ十分考慮シテ居ルト云フ

程度以上ニ申上ケ兼ネマス

○廣瀬委員 私モ本法律案ニ贊成ヲ表スル者デアリマス、尙ホ

此附帶決議ニモ贊成ノ意ヲ表シマス、尙ホ進ンデ私ハ此審

議會ヲ組織マルニ當リマシテハ、精々其實情ヲ穿シテ公平ナ

ル、適當ナツ救恤ノ仕方ヲ致シタイ、單リ外務省又ハ其他

ノ關係ノ委員ダケデハ、聊カ實情ニ適スルカト云フコ

トヲ疑フノニアリマス、殊ニ外務省が主トシテオヤリニナル

デアリマセウガ、外務省ハ吾々民間ノ社會トハ、外ノ役所ヨ

リ以上ニ多少隔リガ多イヤウニ思ハルノデ、實情ヲ穿タ

ルノ上ニ於テモ、私ハ多少不便ヲ感ズルヤウニ考ヘルノデア

場合政府ノ御考トシテ、此救濟ノ問題ニ付テ何等カノ意見ヲ御述ニナシテ置カレタ方ガ、此問題ニ付テ都合ガ好イト考ヘルノデアリマスガ、何カソレニ關スル御見込等ヲ御述置キ下サルコトハ出來ナイアリマセウカ

○田中政府委員 只今ノ御尋ニ對シマシテ、此救恤案ヲ出

シテ何カヤリタイト云フヤウナコトモ考ヘマシテ、ソレニ對

シテ一應ノ議ヲ凝ラシタノデアリマスガ、救濟ト云フコトニ

ナリマスト云フト、甚ダ面倒ナ關係ヲ色々生ズルノデアリマ

シテ、是ハドウモ一朝一夕ニ、ドウ云フ範圍

ニ於テ救濟ヲスベキモノデアルカ、或ハ爲シ得ルモノデアルカ

ト云フコトハ、中々決定シ難い事デアリマス、救濟ノ問題ノ

埒ノ明クマデ救恤モ打チヤンテ置クト云フコトニナリマシテ

ハ、被害者ニ取ルベキ迷惑デアラウト云フコト

案ヲ出シタノデアリマス、救濟ノ問題ハ依然トシテ懸案デア

リマスガ、併シ一方ニ於テハ對露關係ト云フモノヲ改善シマ

シテ、露西亞カラ取ルベキ損害ヲ何トカ解決ヲ付ケル、ソレ

カラ日本人ノ受ケタル損害ニ對シテハ、何トカはモ救恤以

外ノ方法カアレバ始末ヲ付ケルト云フコトハ、相並ンテ進シ

テ行カナケレバナラヌト考ヘマス、對露關係ノ改善ト云フコ

ニ付キマシテハ、御承知ノ通り大連會議ナリ其他ノ方法

デ、或ハ近々其緒ニ就クト考ヘマスガ、其容子ヲ見マシタ上

デ、救濟ノコトモ其範圍及程度等ヲ考ヘルヨリ外ニ仕方ガ

ナリ、今ノヤウナ混沌タル事態ヲ基トシマシテ、救濟ト云フコ

トヲ考ヘマスト云フト、實行スルコトハ甚ダ困難デアリマス、

政府ニ於テハ救濟ヲスル考ハナイト云フ冷淡ナ態度デ、ナ

イト同時ニ又如何ナル種類ノ損害、若クハ迷惑困難ニ對シ

テモ、救濟ヲヤニテ然ルベキモノト云フ概括の事モ申上げ

難イニアリマス、是ハ政府ニ於テ十分考慮シテ居ルト云フ

程度以上ニ申上ケ兼ネマス

○廣瀬委員 私モ本法律案ニ贊成ヲ表スル者デアリマス、尙ホ

此附帶決議ニモ贊成ノ意ヲ表シマス、尙ホ進ンデ私ハ此審

議會ヲ組織マルニ當リマシテハ、精々其實情ヲ穿シテ公平ナ

ル、適當ナツ救恤ノ仕方ヲ致シタイ、單リ外務省又ハ其他

ノ關係ノ委員ダケデハ、聊カ實情ニ適スルカト云フコ

トヲ疑フノニアリマス、殊ニ外務省が主トシテオヤリニナル

デアリマセウガ、外務省ハ吾々民間ノ社會トハ、外ノ役所ヨ

リ以上ニ多少隔リガ多イヤウニ思ハルノデ、實情ヲ穿タ

ルノ上ニ於テモ、私ハ多少不便ヲ感ズルヤウニ考ヘルノデア

リマス、故ニ精々出來得ラル、ナラバ、民間ノ最モ公平ナル、又其道ニ對シテ精通セラル、人ヲモ舉ゲテ以テ其委員トシ、十分ニ徹底的ニ公平ナル判断ノ下ニ、救恤セラル、ヤウニ希望致シタイノデアリマス、是ハ質問ノ時ニ於テモ希望ノ點ハ略々述べテ置キマシタガ、是ダケノ事ヲ私トシテ希望致シテ置キマス

○島田 委員長 他ニ意見ハゴザイマセヌカ

〔アリマセヌト呼フ者アリ〕

○島田 委員長 サウ致シマスレバ採決ヲ致シマス、原案ニ付テ先づ採決ヲ致シマス、ソレカラ次ニ附帶ノ決議トシテ、希望條件ヲ附スルト云フ此附帶決議ニ付テ採決ヲ致シマス、先づ原案全部ヲ一括シテ、原案通り御異議アリマセヌデカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○島田 委員長 原案ニ御異議ナイト認メマス、全會一致ヲ以テ可決シマシタ、次ニ附帶決議ヲ議ニ付シマス、即チ矢野君ノ提出ニ依リマシテ、本案ヲ決議スルニ付テ「政府ハ露國政變及西比利亞事變ノ爲被リタル帝國臣民ノ損害ニ付相當救濟ノ方法ヲ講セラレントヲ望ム」ト云フ意味ノ事柄ヲ決議シテ、本會ニ報告シタイト云フノデアリマスガ、此附帶決議ニ付テ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕

午前十一時二分散會